

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年5月)

2021年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
105円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.08
1スターリング・ポンドにつき	1.39
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0110
1イスラエル・シェケルにつき	0.302
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00694
1オーストラリア・ドルにつき	0.771
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.270
100韓国ウォンにつき	0.0885
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00911
100コロンビア・ペソにつき	0.0276
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.745
100新台湾ドルにつき	3.53
100スリランカ・ルピーにつき	0.506
1セーシェル・ルピーにつき	0.0470
100タイ・バーツにつき	3.25

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.996
1チェコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.130
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00245
1ニュージーランド・ドルにつき	0.713
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00640
100バヌアツ・バツにつき	0.926
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.325
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・レアルにつき	0.177
1ブルネイ・ドルにつき	0.745
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.000000542
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.270
1ポーランド・ズロチにつき	0.259
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0668
1ミャンマー・チャットにつき	—
1メキシコ・ペソにつき	0.0482
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0249
1モロッコ・ディルハムにつき	0.111
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0107
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年3月中における実勢相場の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年4月)

2021年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
105円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.788
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.11
1スターリング・ポンドにつき	1.39
1ユーロにつき	1.21
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0113
1イスラエル・シェケルにつき	0.305
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0900
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00912
100コロンビア・ペソにつき	0.0281
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.753
100新台湾ドルにつき	3.58
100スリランカ・ルピーにつき	0.514
1セーシェル・ルピーにつき	0.0470
100タイ・バーツにつき	3.33

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.01
1チェコ・コルナにつき	0.0468
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.163
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.141
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00627
100バヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.338
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.185
1ブルネイ・ドルにつき	0.753
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000561
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.274
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000717
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0251
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0107
1ルーマニア・レイにつき	0.248
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年2月中における実勢相場の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年3月)

2021年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.13
1スターリング・ポンドにつき	1.36
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0116
1イスラエル・シェケルにつき	0.309
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0137
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.772
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0910
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00910
100コロンビア・ペソにつき	0.0286
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.754
100新台湾ドルにつき	3.57
100スリランカ・ルピーにつき	0.521
1セーシェル・ルピーにつき	0.0469
100タイ・バーツにつき	3.33

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェコ・コルナにつき	0.0466
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.135
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00260
1ニュージーランド・ドルにつき	0.719
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00623
100バヌアツ・バツにつき	0.930
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.339
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.491
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.187
1ブルネイ・ドルにつき	0.754
100ベトナム・ドンにつき	0.00434
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000616
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.276
1ポーランド・ズロチにつき	0.268
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.248
1南アフリカ・ラントにつき	0.0660
1ミャンマー・チャットにつき	0.000752
1メキシコ・ペソにつき	0.0502
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0253
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0107
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和3年1月中における実勢相場の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年2月)

2021年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.781
1中国元につき	0.153
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.13
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0121
1イスラエル・シェケルにつき	0.308
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00708
1オーストラリア・ドルにつき	0.754
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00905
100コロンビア・ペソにつき	0.0289
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.751
100新台湾ドルにつき	3.55
100スリランカ・ルピーにつき	0.535
1セーシェル・ルピーにつき	0.0471
100タイ・バーツにつき	3.32

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェコ・コルナにつき	0.0463
100チリ・ペソにつき	0.137
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.130
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00257
1ニュージーランド・ドルにつき	0.710
1ノルウェー・クローネにつき	0.115
1パキスタン・ルピーにつき	0.00624
100バヌアツ・バツにつき	0.916
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.339
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.194
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000963
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.278
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0501
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0252
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0108
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.101
1ロシア・ルーブルにつき	0.0135

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和2年12月  
中における実勢相場)の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2021年1月)

2021年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.765
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.116
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0125
1イスラエル・シェケルにつき	0.298
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0135
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.728
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0897
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00915
100コロンビア・ペソにつき	0.0272
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.742
100新台湾ドルにつき	3.50
100スリランカ・ルピーにつき	0.541
1セーシェル・ルピーにつき	0.0491
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェコ・コルナにつき	0.0447
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.126
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00260
1ニュージーランド・ドルにつき	0.687
1ノルウェー・クローネにつき	0.110
1パキスタン・ルピーにつき	0.00627
100バヌアツ・バツにつき	0.896
1パプアニューギニア・キナにつき	0.285
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.329
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.477
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.184
1ブルネイ・ドルにつき	0.742
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000148
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.277
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0644
1ミャンマー・チャットにつき	0.000756
1メキシコ・ペソにつき	0.0490
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0250
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0108
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.102
1ロシア・ルーブルにつき	0.0130

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和2年11月中における実勢相場)の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年12月)

2020年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
105円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0129
1イスラエル・シェケルにつき	0.295
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00679
1オーストラリア・ドルにつき	0.712
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0874
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00920
100コロンビア・ペソにつき	0.0261
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.48
100スリランカ・ルピーにつき	0.542
1セーシェル・ルピーにつき	0.0540
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェコ・コルナにつき	0.0432
100チリ・ペソにつき	0.127
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.126
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00261
1ニュージーランド・ドルにつき	0.663
1ノルウェー・クローネにつき	0.108
1パキスタン・ルピーにつき	0.00614
100バヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.286
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.324
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・レアルにつき	0.178
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000220
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.278
1ポーランド・ズロチにつき	0.259
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0608
1ミャンマー・チャットにつき	0.000756
1メキシコ・ペソにつき	0.0470
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0251
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0108
1ルーマニア・レイにつき	0.241
100ルワンダ・フランにつき	0.103
1ロシア・ルーブルにつき	0.0129

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年10月  
中における実勢相場)の平均値)



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年11月)

2020年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.756
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.09
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0133
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00673
1オーストラリア・ドルにつき	0.723
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00922
100コロンビア・ペソにつき	0.0266
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.732
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.540
1セーシェル・ルピーにつき	0.0554
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.983
1チェコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.132
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00261
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00602
100バヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.287
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.327
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0206
1ブラジル・レアルにつき	0.185
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000270
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.281
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0598
1ミャンマー・チャットにつき	0.000753
1メキシコ・ペソにつき	0.0462
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0251
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0109
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.104
1ロシア・ルーブルにつき	0.0131

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年9月  
中における実勢相場の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年10月)

2020年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.756
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.10
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0137
1イスラエル・シェケルにつき	0.294
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00680
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0843
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00925
100コロンビア・ペソにつき	0.0264
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.541
1セーシェル・ルピーにつき	0.0560
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.989
1チェコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.127
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.137
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00260
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00595
100バヌアツ・バツにつき	0.888
1パプアニューギニア・キナにつき	0.288
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.339
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0205
1ブラジル・レアルにつき	0.183
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000343
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.281
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0580
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0451
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0252
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0110
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.104
1ロシア・ルーブルにつき	0.0136

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年8月  
中における実勢相場の平均値)



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年9月)

2020年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.741
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0140
1イスラエル・シェケルにつき	0.291
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0133
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.704
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0835
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.26
1ケニア・シリングにつき	0.00932
100コロンビア・ペソにつき	0.0273
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.721
100新台湾ドルにつき	3.39
100スリランカ・ルピーにつき	0.538
1セーシェル・ルピーにつき	0.0566
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.958
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.145
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.659
1ノルウェー・クローネにつき	0.108
1パキスタン・ルピーにつき	0.00598
100バヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.288
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.327
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.466
1フィリピン・ペソにつき	0.0202
1ブラジル・レアルにつき	0.189
1ブルネイ・ドルにつき	0.720
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000443
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.284
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0596
1ミャンマー・チャットにつき	0.000731
1メキシコ・ペソにつき	0.0446
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0250
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0110
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0140

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年7月  
中における実勢相場の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年8月)

2020年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.738
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0144
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0132
100インドネシア・ルピアにつき	0.00703
1オーストラリア・ドルにつき	0.690
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0828
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.25
1ケニア・シリングにつき	0.00940
100コロンビア・ペソにつき	0.0270
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.718
100新台湾ドルにつき	3.37
100スリランカ・ルピーにつき	0.538
1セーシェル・ルピーにつき	0.0568
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.943
1チェコ・コルナにつき	0.0422
100チリ・ペソにつき	0.126
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.147
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.645
1ノルウェー・クローネにつき	0.105
1パキスタン・ルピーにつき	0.00604
100バヌアツ・バツにつき	0.865
1パプアニューギニア・キナにつき	0.289
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.324
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.460
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・レアルにつき	0.193
1ブルネイ・ドルにつき	0.717
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000499
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.288
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0584
1ミャンマー・チャットにつき	0.000718
1メキシコ・ペソにつき	0.0448
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0249
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0111
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0144

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年6月  
中における実勢相場)の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年7月)

2020年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.716
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.23
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0148
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0132
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.652
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0814
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.24
1ケニア・シリングにつき	0.00938
100コロンビア・ペソにつき	0.0260
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.705
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.534
1セーシェル・ルピーにつき	0.0583
100タイ・バーツにつき	3.12

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.912
1チェコ・コルナにつき	0.0400
100チリ・ペソにつき	0.122
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.144
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.609
1ノルウェー・クローネにつき	0.0990
1パキスタン・ルピーにつき	0.00623
100バヌアツ・バツにつき	0.836
1パプアニューギニア・キナにつき	0.290
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.311
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.446
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・レアルにつき	0.178
1ブルネイ・ドルにつき	0.705
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.00000549
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.292
1ポーランド・ズロチにつき	0.241
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.230
1南アフリカ・ラントにつき	0.0551
1ミャンマー・チャットにつき	0.000712
1メキシコ・ペソにつき	0.0426
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0250
1モロッコ・ディルハムにつき	0.101
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0111
1ルーマニア・レイにつき	0.225
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0137

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年5月  
中における実勢相場の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年6月)

2020年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.712
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.0999
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0152
1イスラエル・シェケルにつき	0.280
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0131
100インドネシア・ルピアにつき	0.00632
1オーストラリア・ドルにつき	0.631
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0818
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.22
1ケニア・シリングにつき	0.00939
100コロンビア・ペソにつき	0.0252
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.703
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.521
1セーシェル・ルピーにつき	0.0638
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.910
1チェコ・コルナにつき	0.0399
100チリ・ペソにつき	0.117
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.146
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00258
1ニュージーランド・ドルにつき	0.601
1ノルウェー・クローネにつき	0.0959
1パキスタン・ルピーにつき	0.00608
100バヌアツ・バツにつき	0.821
1パプアニューギニア・キナにつき	0.291
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.305
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.441
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.188
1ブルネイ・ドルにつき	0.703
100ベトナム・ドンにつき	0.00426
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000802
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.294
1ポーランド・ズロチにつき	0.239
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リンギットにつき	0.230
1南アフリカ・ラントにつき	0.0538
1ミャンマー・チャットにつき	0.000703
1メキシコ・ペソにつき	0.0414
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0252
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0986
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0112
1ルーマニア・レイにつき	0.225
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0133

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年4月  
中における実勢相場)の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年5月)

2020年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.717
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0158
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0134
100インドネシア・ルピアにつき	0.00657
1オーストラリア・ドルにつき	0.621
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0822
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.23
1ケニア・シリングにつき	0.00963
100コロンビア・ペソにつき	0.0256
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.706
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.542
1セーシェル・ルピーにつき	0.0742
100タイ・バーツにつき	3.11

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェコ・コルナにつき	0.0415
100チリ・ペソにつき	0.119
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00269
1ニュージーランド・ドルにつき	0.604
1ノルウェー・クローネにつき	0.0974
1パキスタン・ルピーにつき	0.00629
100バヌアツ・バツにつき	0.823
1パプアニューギニア・キナにつき	0.292
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.319
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.439
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.204
1ブルネイ・ドルにつき	0.706
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000137
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.287
1ポーランド・ズロチにつき	0.249
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0599
1ミャンマー・チャットにつき	0.000714
1メキシコ・ペソにつき	0.0448
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0260
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0112
1ルーマニア・レイにつき	0.229
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0134

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年3月  
中における実勢相場)の平均値)

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年4月)

2020年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0163
1イスラエル・シェケルにつき	0.291
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.666
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0837
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00992
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.719
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0748
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.912
1チェコ・コルナにつき	0.0435
100チリ・ペソにつき	0.125
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.165
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00274
1ニュージーランド・ドルにつき	0.639
1ノルウェー・クローネにつき	0.108
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100バヌアツ・バツにつき	0.851
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.323
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.454
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.230
1ブルネイ・ドルにつき	0.719
100ベトナム・ドンにつき	0.00430
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.295
1ポーランド・ズロチにつき	0.255
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・兰特につき	0.0665
1ミャンマー・チャットにつき	0.000691
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0268
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0112
1ルーマニア・レイにつき	0.228
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨:当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(令和元年2月  
中における実勢相場の平均値)



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年3月)

2020年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00728
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0857
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00990
100コロンビア・ペソにつき	0.0301
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.930
1チェコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.661
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00646
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.461
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.241
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000149
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.261
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000680
1メキシコ・ペソにつき	0.0532
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0273
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和2年1月  
中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年2月)

2020年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.759
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00714
1オーストラリア・ドルにつき	0.689
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0297
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.552
1セーシェル・ルピーにつき	0.0751
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.929
1チェコ・コルナにつき	0.0436
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.171
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00645
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.336
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.244
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000228
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000666
1メキシコ・ペソにつき	0.0524
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年3月)

2020年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00728
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0857
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00990
100コロンビア・ペソにつき	0.0301
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.930
1チェコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.661
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00646
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.461
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.241
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000149
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.261
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000680
1メキシコ・ペソにつき	0.0532
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0273
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和2年1月  
中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年2月)

2020年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.759
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00714
1オーストラリア・ドルにつき	0.689
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0297
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.552
1セーシェル・ルピーにつき	0.0751
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.929
1チェコ・コルナにつき	0.0436
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.171
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00645
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.336
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.244
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000228
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000666
1メキシコ・ペソにつき	0.0524
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年1月)

2020年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.142
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0168
1イスラエル・シェケルにつき	0.287
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.683
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0856
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.28
100スリランカ・ルピーにつき	0.555
1セーシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00643
100バヌアツ・バツにつき	0.861
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.457
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.240
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000337
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000660
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.107
1ロシア・ルーブルにつき	0.0157

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年12月)

2019年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.758
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0171
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.680
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0291
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	3.29

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェッコ・コルナにつき	0.0431
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.173
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00641
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.856
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.245
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000503
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつ	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0670
1ミャンマー・チャットにつき	0.000653
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年10月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年11月)

2019年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0177
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.681
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0294
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.553
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.27

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェッコ・コルナにつき	0.0426
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.175
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000473
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000652
1メキシコ・ペソにつき	0.0511
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0114
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年9月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年9月)

2019年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0235
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0145
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.698
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.568
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.24

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0439
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.176
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00628
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.295
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000131
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0525
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.109
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年8月)

2019年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0229
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0853
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0308
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.566
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.873
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.463
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.259
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000161
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0686
1ミャンマー・チャットにつき	0.000658
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年7月)

2019年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	0.989
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0223
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0143
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.694
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0302
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.567
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.937
1チェッコ・コルナにつき	0.0434
100チリ・ペソにつき	0.144
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.166
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00688
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.878
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.250
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000184
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0693
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0523
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年6月)

2019年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	0.991
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0232
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.711
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0875
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.572
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.672
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00707
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.467
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000251
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年4月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年5月)

2019年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0242
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.708
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00996
100コロンビア・ペソにつき	0.0319
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.4
100スリランカ・ルピーにつき	0.561
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.15

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.183
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00718
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.887
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.260
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0153

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年3月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年4月)

2019年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0260
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.714
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00998
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.739
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.560
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.189
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00721
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.891
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.268
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000657
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年3月)

2019年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.751
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0267
1イスラエル・シェケルにつき	0.271
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.715
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00984
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.550
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.957
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.153
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00719
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.888
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.267
1ブルネイ・ドルにつき	0.736
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000754
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1ポーランド・ズロチにつき	0.266
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年1

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年2月)

2019年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0264
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.554
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.954
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.188
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.681
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00722
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.897
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0189
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.00309
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0699
1ミャンマー・チャットにつき	0.000645
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年1月)

2019年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0274
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00683
1オーストラリア・ドルにつき	0.725
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0313
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.565
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.03

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.952
1チェッコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00747
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0139
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0710
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0494
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年12月)

2018年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.768
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0270
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00659
1オーストラリア・ドルにつき	0.710
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0323
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.583
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.962
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.653
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00766
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.298
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.354
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.266
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0158
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年10月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年11月)

2018年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0259
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0893
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00991
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.606
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.977
1チェッコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00809
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.301
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0163
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0526
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年9月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年10月)

2018年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0331
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.624
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.968

1チェッコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00810
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.302
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・レアルにつき	0.254
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0165
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.244
1南アフリカ・ラントにつき	0.0709
1ミャンマー・チャットにつき	0.000671
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0118
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.114
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年8月中における実勢相場の平均値）

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成30年8月20日にデノミが実施された。

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年9月)

2018年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0363
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000231
1インド・ルピーにつき	0.0146
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.627
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.979
1チェッコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.209
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00802
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.303
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0187
1ブラジル・レアルにつき	0.262
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.00000768
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0747
1ミャンマー・チャットにつき	0.000710
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングgitにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングgitにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・リアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.255
1南アフリカ・ラントにつき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・リアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.245
1南アフリカ・兰特につき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.236
1南アフリカ・ラントにつき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・兰特ンにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年3月)

2020年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.105
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.289
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00728
1オーストラリア・ドルにつき	0.686
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0857
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00990
100コロンビア・ペソにつき	0.0301
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.33
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セーシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	3.28

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.930
1チェコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.129
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.661
1ノルウェー・クローネにつき	0.112
1パキスタン・ルピーにつき	0.00646
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.332
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.461
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.241
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000149
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.261
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000680
1メキシコ・ペソにつき	0.0532
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0273
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.105
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和2年1月  
中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年2月)

2020年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.759
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0167
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00714
1オーストラリア・ドルにつき	0.689
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0852
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0297
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.552
1セーシェル・ルピーにつき	0.0751
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.929
1チェコ・コルナにつき	0.0436
100チリ・ペソにつき	0.131
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.171
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00645
100バヌアツ・バツにつき	0.866
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.336
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.244
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00432
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000228
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000666
1メキシコ・ペソにつき	0.0524
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.106
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年1月)

2020年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.142
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0168
1イスラエル・シェケルにつき	0.287
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.683
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0856
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.28
100スリランカ・ルピーにつき	0.555
1セーシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00643
100バヌアツ・バツにつき	0.861
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.457
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.240
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000337
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000660
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.107
1ロシア・ルーブルにつき	0.0157

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年11月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年12月)

2019年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.758
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0171
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.680
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0291
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	3.29

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェッコ・コルナにつき	0.0431
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.173
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00641
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.856
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.245
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000503
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつ	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0670
1ミャンマー・チャットにつき	0.000653
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年10月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年11月)

2019年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0177
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.681
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0294
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.553
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.27

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェッコ・コルナにつき	0.0426
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.175
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000473
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000652
1メキシコ・ペソにつき	0.0511
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0114
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年9月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年9月)

2019年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0235
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0145
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.698
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.568
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.24

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0439
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.176
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00628
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.295
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000131
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0525
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.109
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年8月)

2019年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0229
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0853
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0308
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.566
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.873
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.463
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.259
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000161
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0686
1ミャンマー・チャットにつき	0.000658
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年7月)

2019年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	0.989
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0223
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0143
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.694
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0302
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.567
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.937
1チェッコ・コルナにつき	0.0434
100チリ・ペソにつき	0.144
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.166
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00688
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.878
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.250
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000184
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0693
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0523
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年6月)

2019年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	0.991
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0232
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.711
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0875
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.572
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.672
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00707
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.467
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000251
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年4月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年5月)

2019年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0242
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.708
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00996
100コロンビア・ペソにつき	0.0319
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.4
100スリランカ・ルピーにつき	0.561
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.15

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.183
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00718
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.887
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.260
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0153

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年3月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年4月)

2019年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0260
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.714
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00998
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.739
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.560
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.189
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00721
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.891
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.268
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000657
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年3月)

2019年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.751
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0267
1イスラエル・シェケルにつき	0.271
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.715
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00984
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.550
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.957
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.153
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00719
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.888
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.267
1ブルネイ・ドルにつき	0.736
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000754
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1ポーランド・ズロチにつき	0.266
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年1

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年2月)

2019年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0264
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.554
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.954
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.188
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.681
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00722
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.897
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0189
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.00309
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0699
1ミャンマー・チャットにつき	0.000645
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年1月)

2019年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0274
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00683
1オーストラリア・ドルにつき	0.725
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0313
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.565
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.03

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.952
1チェッコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00747
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0139
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0710
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0494
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年12月)

2018年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.768
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0270
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00659
1オーストラリア・ドルにつき	0.710
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0323
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.583
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.962
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.653
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00766
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.298
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.354
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.266
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0158
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年10月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年11月)

2018年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0259
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0893
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00991
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.606
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.977
1チェッコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00809
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.301
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0163
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0526
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年9月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年10月)

2018年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0331
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.624
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.968

1チェッコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00810
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.302
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・レアルにつき	0.254
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0165
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.244
1南アフリカ・ラントにつき	0.0709
1ミャンマー・チャットにつき	0.000671
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0118
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.114
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年8月中における実勢相場の平均値）

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成30年8月20日にデノミが実施された。

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年9月)

2018年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0363
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000231
1インド・ルピーにつき	0.0146
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.627
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.979
1チェッコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.209
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00802
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.303
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0187
1ブラジル・レアルにつき	0.262
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.00000768
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0747
1ミャンマー・チャットにつき	0.000710
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・リアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・リアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.255
1南アフリカ・ラントにつき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・リアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.236
1南アフリカ・兰特につき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.237
1南アフリカ・兰特につき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2020年1月)

2020年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.142
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンチン・ペソにつき	0.0168
1イスラエル・シェケルにつき	0.287
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00711
1オーストラリア・ドルにつき	0.683
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0856
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0293
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.28
100スリランカ・ルピーにつき	0.555
1セーシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	3.31

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェコ・コルナにつき	0.0433
100チリ・ペソにつき	0.128
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.640
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00643
100バヌアツ・バツにつき	0.861
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.457
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.240
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ベネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000337
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.258
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0676
1ミャンマー・チャットにつき	0.000660
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0274
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.107
1ロシア・ルーブルにつき	0.0157

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年12月)

2019年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.758
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.102
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0171
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.680
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0291
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.551
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	3.29

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.925
1チェッコ・コルナにつき	0.0431
100チリ・ペソにつき	0.138
1デンマーク・クローネにつき	0.148
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.173
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.109
1パキスタン・ルピーにつき	0.00641
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.856
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.334
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・レアルにつき	0.245
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000503
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.257
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつ	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0670
1ミャンマー・チャットにつき	0.000653
1メキシコ・ペソにつき	0.0518
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
100ラオス・キップにつき	0.0113
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年10月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年11月)

2019年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.755
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.103
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0177
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00709
1オーストラリア・ドルにつき	0.681
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0836
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0294
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.553
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.27

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.923
1チェッコ・コルナにつき	0.0426
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.175
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.111
1パキスタン・ルピーにつき	0.00639
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1パプアニューギニア・キナにつき	0.294
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.331
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.456
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.0000473
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.298
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0673
1ミャンマー・チャットにつき	0.000652
1メキシコ・ペソにつき	0.0511
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0275
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0114
1ルーマニア・レイにつき	0.232
100ルワンダ・フランにつき	0.108
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年9月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年9月)

2019年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0235
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0145
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.698
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.22
100スリランカ・ルピーにつき	0.568
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.24

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0439
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.176
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.668
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00628
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.875
1パプアニューギニア・キナにつき	0.295
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000131
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0712
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0525
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.109
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年8月)

2019年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.106
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0229
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.695
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0853
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0308
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.566
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.21

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00648
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.873
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.463
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・レアルにつき	0.259
1ブルネイ・ドルにつき	0.734
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000161
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.241
1南アフリカ・ラントにつき	0.0686
1ミャンマー・チャットにつき	0.000658
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（令和元年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年7月)

2019年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.104
1スイス・フランにつき	0.989
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0223
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0143
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.694
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0845
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0302
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.567
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.937
1チェッコ・コルナにつき	0.0434
100チリ・ペソにつき	0.144
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.166
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.114
1パキスタン・ルピーにつき	0.00688
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.878
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.250
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000184
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0693
1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
1メキシコ・ペソにつき	0.0523
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0115
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.110
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年6月)

2019年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.107
1スイス・フランにつき	0.991
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0232
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707
1オーストラリア・ドルにつき	0.711
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0875
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0317
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.737
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.572
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.14

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0437
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.174
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.672
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00707
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.886
1パプアニューギニア・キナにつき	0.296
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.350
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.467
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.737
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000251
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000663
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年4月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年5月)

2019年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.748
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0242
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00704
1オーストラリア・ドルにつき	0.708
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00996
100コロンビア・ペソにつき	0.0319
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.4
100スリランカ・ルピーにつき	0.561
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.15

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.183
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00718
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.887
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.260
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0695
1ミャンマー・チャットにつき	0.000662
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.238
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0153

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年3月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年4月)

2019年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.108
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0260
1イスラエル・シェケルにつき	0.276
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0140
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.714
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00998
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.739
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.560
1セイシェル・ルピーにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0441
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.189
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.683
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00721
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.891
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・レアルにつき	0.268
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00431
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000304
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.301
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
1ミャンマー・チャットにつき	0.000657
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0116
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.111
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年3月)

2019年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
109円につき	1	100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.957
1カナダ・ドルにつき	0.751	1チェッコ・コルナにつき	0.0445
1中国元につき	0.147	100チリ・ペソにつき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.111	1デンマーク・クローネにつき	0.153
1スイス・フランにつき	1.01	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1スターリング・ポンドにつき	1.29	1トルコ・リラにつき	0.187
1ユーロにつき	1.14	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0267	1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1イスラエル・シェケルにつき	0.271	1パキスタン・ルピーにつき	0.00719
1イラン・リアルにつき	0.0000238	100ヴァヌアツ・バツにつき	0.888
1インド・ルピーにつき	0.0141	1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
100インドネシア・ルピアにつき	0.00707	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オーストラリア・ドルにつき	0.715	100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
1オマーン・リアルにつき	2.60	100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1カタール・リアルにつき	0.274	1フィジー・ドルにつき	0.470
100韓国ウォンにつき	0.0892	1フィリピン・ペソにつき	0.0191
100カンボジア・リエルにつき	0.0249	1ブラジル・レアルにつき	0.267
1クウェート・ディナールにつき	3.30	1ブルネイ・ドルにつき	0.736
1ケニア・シリングにつき	0.00984	100ベトナム・ドンにつき	0.00431
100コロンビア・ペソにつき	0.0317	1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000754
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1シンガポール・ドルにつき	0.737	1ポーランド・ズロチにつき	0.266
100新台湾ドルにつき	3.25	1香港ドルにつき	0.128
100スリランカ・ルピーにつき	0.550	1マレーシア・リングットにつき	0.243
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719	1南アフリカ・ラントにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.14	1ミャンマー・チャットにつき	0.000656
		1メキシコ・ペソにつき	0.0521
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0292
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
		1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
		1ラオス・キップにつき	0.0117
		1ルーマニア・レイにつき	0.243
		100ルワンダ・フランにつき	0.112
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成31年1

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年2月)

2019年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.743
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.111
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.27
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0264
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0141
100インドネシア・ルピアにつき	0.00688
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0311
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.554
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.954
1チェッコ・コルナにつき	0.0440
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.188
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.681
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00722
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.897
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0189
1ブラジル・レアルにつき	0.257
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.00309
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.297
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0699
1ミャンマー・チャットにつき	0.000645
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.112
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2019年1月)

2019年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0274
1イスラエル・シェケルにつき	0.270
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00683
1オーストラリア・ドルにつき	0.725
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0313
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.565
1セイシェル・ルピーにつき	0.0719
100タイ・バーツにつき	3.03

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.952
1チェッコ・コルナにつき	0.0438
100チリ・ペソにつき	0.148
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.187
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.678
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00747
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.894
1パプアニューギニア・キナにつき	0.297
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.471
1フィリピン・ペソにつき	0.0190
1ブラジル・レアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0139
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.239
1南アフリカ・ラントにつき	0.0710
1ミャンマー・チャットにつき	0.000626
1メキシコ・ペソにつき	0.0494
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年12月)

2018年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.768
1中国元につき	0.144
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0270
1イスラエル・シェケルにつき	0.273
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0136
100インドネシア・ルピアにつき	0.00659
1オーストラリア・ドルにつき	0.710
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0323
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.725
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.583
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.962
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.154
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.172
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00275
1ニュージーランド・ドルにつき	0.653
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00766
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.885
1パプアニューギニア・キナにつき	0.298
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.354
100バングラデシュ・タカにつき	1.18
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.266
1ブルネイ・ドルにつき	0.725
100ベトナム・ドンにつき	0.00428
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0158
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0688
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年10月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年11月)

2018年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0259
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0139
100インドネシア・ルピアにつき	0.00672
1オーストラリア・ドルにつき	0.720
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0893
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00991
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.606
1セイシェル・ルピーにつき	0.0720
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.977
1チェッコ・コルナにつき	0.0455
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.158
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.660
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00809
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.892
1パプアニューギニア・キナにつき	0.301
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.469
1フィリピン・ペソにつき	0.0185
1ブラジル・レアルにつき	0.243
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0163
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.242
1南アフリカ・ラントにつき	0.0677
1ミャンマー・チャットにつき	0.000638
1メキシコ・ペソにつき	0.0526
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0117
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.113
1ロシア・ルーブルにつき	0.0148

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年9月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年10月)

2018年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.110
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0331
1イスラエル・シェケルにつき	0.272
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0144
100インドネシア・ルピアにつき	0.00686
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0892
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.731
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.624
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.968

1チェッコ・コルナにつき	0.0449
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.169
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.667
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00810
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.302
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・レアルにつき	0.254
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
100ベトナム・ドンにつき	0.00429
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0165
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.304
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.244
1南アフリカ・ラントにつき	0.0709
1ミャンマー・チャットにつき	0.000671
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0118
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.114
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年8月中における実勢相場の平均値）

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成30年8月20日にデノミが実施された。

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年9月)

2018年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.149
1スウェーデン・クローネにつき	0.113
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0363
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000231
1インド・ルピーにつき	0.0146
100インドネシア・ルピアにつき	0.00695
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0891
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.734
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.627
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.979
1チェッコ・コルナにつき	0.0452
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.209
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00802
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.303
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0187
1ブラジル・レアルにつき	0.262
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00433
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.00000768
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングギットにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0747
1ミャンマー・チャットにつき	0.000710
1メキシコ・ペソにつき	0.0527
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0291
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・レアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングットにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・リアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.255
1南アフリカ・ラントにつき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・リアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.245
1南アフリカ・兰特につき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.236
1南アフリカ・ラントにつき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.237
1南アフリカ・兰特につき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.233
1南アフリカ・兰特につき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・兰特につき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）